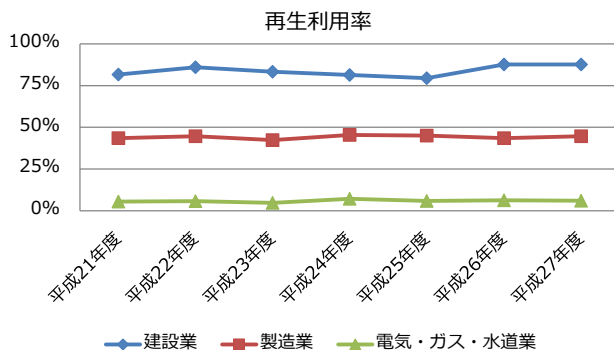
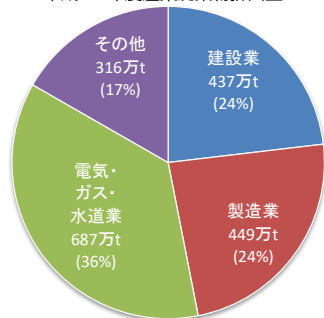


背景・目的

神奈川県循環型社会づくり計画の基本理念である「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、これまで3R（排出抑制、再使用、再生利用）の促進に取り組み、一定の成果を上げてきたが、まだ余地があると考えられる県内の排出量の約4分の1を占める製造業の再生利用率の向上（平成33年度に50%）を目指す。

現状

平成27年度産業廃棄物排出量



電気・ガス・水道業は汚泥が総排出量の約95%を、建設業は汚泥とがれきりで約86%を占めている。

再生利用を促進するためには

目指すべき姿	課題	解決策
リサイクル製品が利益を生む社会システムにする	利用者側で品質面・安全面に対する危惧があり、利用が促進されない	製品品質保証（かながわりサイクル認定制度等） 公的機関による率先利用（グリーン購入基本方針等） 付加価値の付与
	処理コストが高み純正品に対して価格面での優位に立っていない	排出事業者側での分別徹底等による低コスト化（自主管理事業等） リサイクル業者に対する補助（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）（環境省補助金）等

取組の方向性

～排出事業者側での分別徹底を促進する～

◆廃プラスチック類

汚泥の寄与が大きいために廃プラスチック類の再生利用率は平均以上だが、まだ余地があると思われる。

廃プラの再生利用が進まない理由は？

- ・原油価格との折り合い
- ・単一素材への分別の困難性
- ・単純焼却でもカロリーが得られ、燃料削減になる

◆中小製造事業者

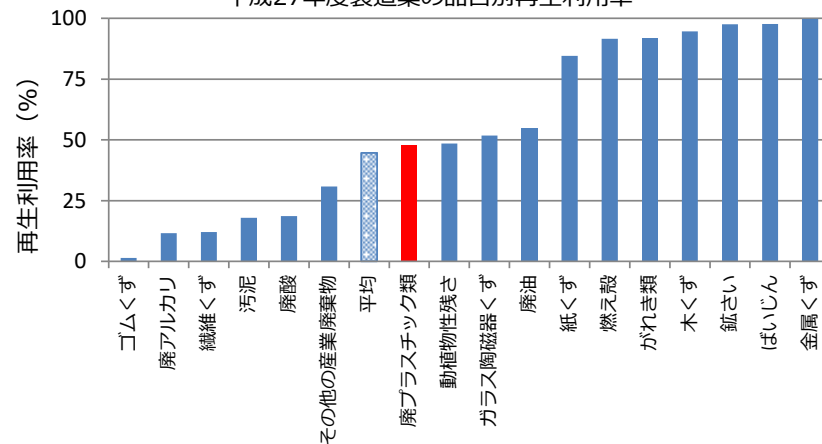
排出量の多い大企業は多量排出事業者として一定の取組がなされている。

中小製造事業者が進まない理由は？

- ・分別が不十分？（スペース、人手が確保できない？）

高度分別が不要で、ハンドリング性に優れた燃料（RPF）化を進めることで再生利用率を底上げする。

平成27年度製造業の品目別再生利用率



製造業の3Rの促進

調査（実態把握）

内容：中小製造事業者に対して、廃プラスチック類の分別に関するアンケート調査を実施
目的：現状把握及び課題の抽出
方法：県が企画、一部業務を委託
時期：2017年10月1日～31日

【アンケートの概要】

- 報告者の範囲：中小企業基本法第2条で定める中小企業者であって、日本標準産業分類上の製造業に分類される事業者の神奈川県内（横浜市、川崎市、横浜市及び相模原市を除く）の製造拠点（工場）
- 報告者数：1000事業所程度
- 報告内容：
 - 単純焼却・直接埋立の割合
 - 分別の程度
 - 分別に取り組む理由
 - 分別に取り組む中での課題



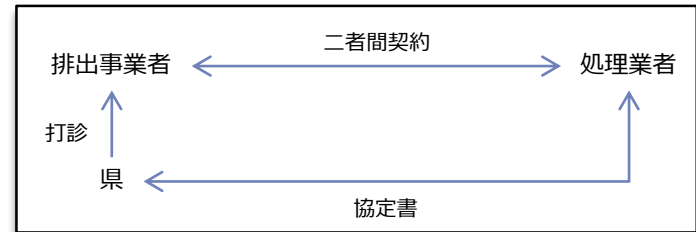
実証事業（（仮）廃プラ等のRPF化）

内容：RPF化は高度な分別が不要なため、分別が不十分であることが原因で単純焼却、直接埋立されている廃棄物をRPF化することで、再生利用率を向上させる。
方法：①アンケート調査の結果から、分別に課題のある業者を発掘する。
②排出されている廃棄物をRPF化することによる効果を試算する。

- ・エネルギー消費量
- ・CO2排出量
- ・経済性

③実際にRPF化による処理を実施してもらい、排出事業者、処理業者の両者から評価をしてもらう。

- (1) 分別の容易性（排出事業者）
作業にかかる手間を評価してもらう
- (2) 分別程度の評価（処理業者）
禁忌物の混入があったかどうかで排出事業者の分別の評価してもらう



実施にあたっての課題

- 一般廃棄物の越境処理
廃プラは産廃だが紙くずや木くずは業種限定があり、一般廃棄物となり、自区内処理が原則となる。